事務事業評価シート

評価実施年度: 平成29年度

施策Ⅱ-1-2 上位の施策名称 消防防災対策の推進

1 東黎東業の日的。 桝亜

車務車業均兴運馬 電話来早 ○852−22−5205 机防運厂 田中中丰

<u> </u>	予伤争未り日的	*	争物争未担当休区	砂奶赤玫	田中心人	电心田う	0832	~ ~	3203
	事務事業の名称	土砂災害情報通報事業							
自的	(1)対象	土砂災害危険箇所に住む信	住民及び市町村						
	(2)意図	土砂災害に関する情報の扱	是供により警戒・避難体制	を整備し、土砂災害か	ら住民の生命を守る				

〇市町村が避難勧告を発令する際の判断材料や住民の自主避難に資する「土砂災害警戒情報」や補足情報である「土砂災害危険度情報」、「土砂災害(特別)警 戒区域」を提供するための情報基盤を整備する。

○県民の土砂災害防止の意識向上のため、防災学習会や研修会を開催する。 丵

2 成果参考指標

凞 要

21/0X/S 210 lik									
成果参考指標名等			年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	土砂災害特別警戒区域の調査結果公表済み箇所数	目標値		15,000.0	17,000.0	19,000.0	21,000.0	箇所
			取組目標値						
	式•	公表済み箇所数	実績値	14,567.0	15,925.0				
	定義	<i>用0</i> 7回的数	達成率	_	106.2	_	_	_	%
2		土砂災害防止学習会・研修会の受講者・参加者の延べ人数(累計)	目標値		20,000.0	21,000.0	22,000.0	23,000.0	
			取組目標値						人
	式•	参加延べ人数	実績値	19,255.0	22,011.0				
	定義		達成率	_	110.1	_	_	_	%

3事業書

<u></u>							
	前年度実績	今年度計画					
事業費(b)(千円)	27,158	27,659					
うち一般財源(千円)	27,158	27,659					

4.改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた ②改善策を実施した(実施予定、一部実施含 改善策の実施状況 す;)

5.評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報については、市町村や関係機関への伝達経路を確立するとともに、インターネットやメール配信により県民に提供する環境づ くりは完了している。しかし、平成27年度の県政世論調査の結果では、6割の県民が避難が必要となる土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を知らないと回答 いては、市町村や関係機関/ している。

土砂災害防止のための啓発活動として、土砂災害防止学習会のほか、啓発チラシの県下全戸配布、民放テレビ3局でのスポットCM、ケーブルテレビでの啓発ビデオ 放映などの活動を展開中。

6.成果があったこと (改善されたこと)

土砂災害特別警戒区域については、指定が進ま す調査結果の公表までに止まっていたが、指定 に向けて動き出すことで関係市と合意形成を図 ることができた。

平成28年の東北地方を襲った台風10号によ る福祉施設の被災を契機として、県内の要配慮 者利用施設の管理者を対象に国と県(土木部・ 健康福祉部)による防災に関する説明会を実施 し防災意識の向上を図ることができた。

7.まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

防災情報を提供しても、情報を活用する側の県民の6割が、土砂災害のおそれのある区域「土砂災害 警戒区域」や身体等に著しい危害が生じるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域」について知らないと回答しており、避難行動に結びつかない。

・気象庁が発表する土砂災害に関する防災情報の迅速化が進んでいる。

②困っている状況が発生している「原因」

で豪雨災害が発生しておらず、県東部では平成18年災害、県西部では平成25 年災害、隠岐では平成19年災害と各地域が災害から遠ざかっており、県民の土砂災害に対する防災意識 が希薄化。

気象台と県が共同発表する土砂災害警戒情報の迅速化に、県が独自に発表する土砂災害危険度情報が 対応していない。

③原因を解消するための「課題」

・土砂災害は人命を奪う可能性の高い災害で全国的には多発化・激甚化の傾向にあり、多くの土砂災害 危険箇所を抱える本県では、県民の防災意識の向上のために継続的な啓発活動の展開が不可欠。

・土砂災害危険度情報の判定・発表をしている土砂災害予警報システムの改修が必要となる。

今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

・防災学習会やインターネット、チラシ、テレビ等を媒体とした広報、啓発活動を引き続き展開する。・土砂災害特別警戒区域の調査結果をインターネットで公表することにより、県民に危険な箇所を周知するとともに、市町村に対して土砂災害特別警戒区域の指定予 定地を記載したハザードマップの更新を指導する。

・雨量情報や土砂災害危険度情報を市町村や県民に提供している土砂災害予警報システムを改良し、気象庁や県が提供する土砂災害に関する防災情報の一元化を図 り、市町村や県民が理解しやすい、避難行動に活用しやすい防災情報を提供する。